

# 一般社団法人 広島県養鶏協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県養鶏協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、県内における養鶏農家の経営の安定向上、鶏病の予防及びまん延防止、安全で品質の高い鶏卵の安定供給を行い、もって、養鶏産業及び養鶏経営の健全な発展と国民の健康な食生活の維持向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鶏卵の生産及び経営の安定向上に関する事業
- (2) 安全で品質の高い鶏卵の安定供給及び鶏卵の消費の維持・拡大に関する事業
- (3) 養鶏経営の安定に関する鶏卵の価格差補てん積立金の徴収及び価格差補てん金の交付に関する事業
- (4) 鶏病の予防及びまん延防止に関する事業
- (5) 鶏ふん等の有効活用及び環境保全に関する事業
- (6) 養鶏に関する情報の収集、提供等に関する事業
- (7) 国際競争力の向上に関する事業
- (8) 養鶏に関する陳情及び建議
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 この法人の社員（以下「会員」という）は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的、事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人（以下「法人法」という。）に関する法律上の社員とする。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長代表に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会の可否は、理事会において決定し、これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届けを提出することにより、会費未納の場合を除いて、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正統な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長代表は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画及び収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長代表が召集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長代表に対して、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長代表とする。

2 会長代表が欠けたとき又は会長代表に事故があるときは、政策代表が総会の議長となる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長代表に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会長代表及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならぬ。

前条の規程により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第17条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内。
  - (2) 監事 2名以内。
- 2 理事のうち1名を会長代表、1名を政策代表とし、3名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長代表及び政策代表をもって法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって法人法に規定する業務執行理事とする。
- (役員の選任)
- 第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長代表、政策代表及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- (理事の職務及び権限)
- 第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長代表は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 政策代表は、本会を代表して政策立案等を行い、政策実現のための職務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長代表、政策代表及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限)
- 第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員の任期)
- 第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任)
- 第 24 条 役員は、総会の議決によって解任することができる。
- (報酬等)
- 第 25 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める

総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第 26 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長代表が委嘱する。

3 顧問は、会長代表の諮問に応じ、意見を述べる

## 第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 総会の招集に関する事項
- (3) 会長代表、政策代表、副会長、常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (5) 多額の借財
- (6) 法令等に基づく体制の整備

(召集)

第 29 条 理事会は、会長代表が召集する。

2 会長代表が欠けたとき又は会長代表に事故があるときは、政策代表が理事会を召集する。

3 理事会を召集する場合には、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長代表とする。

2 会長代表が欠けたとき又は会長代表に事故があるときは、政策代表が理事会の議長となる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該議案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 21 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 会長代表、政策代表及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならぬ。

## 第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

- 第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長代表が作成し、理事会の承認を受けなくてはならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 2箇月以内に、会長代表が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号から第 3 号までの書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第 1 項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

- 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

- 第 38 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

- 第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条

第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 事務局その他

### (事務局)

第41条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長代表が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

### (委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長代表が定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121項第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121項第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特別民法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第20条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事（会長）は秋田善祺とし、理事のうち副会長は大橋信博及び松本義治、常務理事は西村正美、他の理事は、水永祐治、織田義雄、鳴輪久登、峯松孝臣、門田和晴、大崎宏司、柘植雅寛、中村義基、石本宏信とし、監事は松本幸久、武田英雄とする。
- 4 この定款に定めない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところとする。
- 5 この定款は令和2年6月26日から施行する。
- 6 この定款は令和3年5月24日から施行する。